

# 第2次苫小牧市消費者教育推進計画(案)

<概要版>

令和4年12月

苫小牧市市民生活部市民生活課

# はじめに

第2次消費者教育推進計画(案)は、第1章から第4章までの46ページで構成する。

第1章（計画策定の背景と趣旨・期間・位置付け、消費者施策の動向・育むべき力）

第2章（消費生活を取り巻く現状と課題）

第3章（消費者教育推進の基本的な方針と各施策）

第4章（計画の推進体制と管理）

## 第1章 第2次計画の策定にあたって（案1～8頁）

### 1 計画策定の背景と趣旨

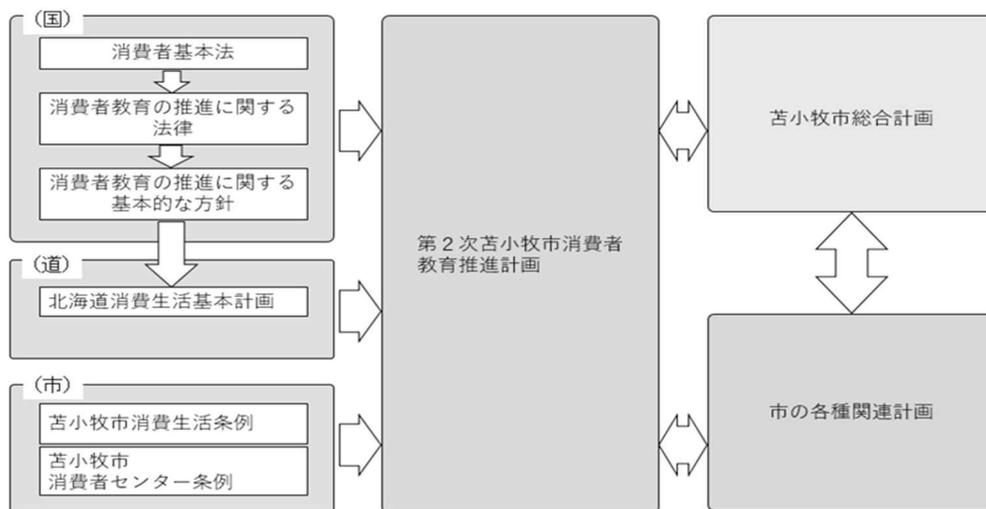
平成30（2018）年4月に「苫小牧市消費者教育推進計画」（第1次計画）を策定し、「消費者市民社会」の実現を念頭に、学校教育、地域、家庭、職域など様々な場において、市民のライフステージの各段階に応じた施策を体系的、一体的に進めてきた。

最終年度を迎える第1次計画の取組を継続していくため、計画の基本的な方針をベースとしながら、この5年間で生じた社会情勢などの消費者を取り巻く状況の変化を反映し、新たな施策によって本市の消費者教育をさらに発展させるための計画を策定する。

### 2 計画の期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とする。

### 3 計画の位置付け



### 4 国の消費者施策の動向

#### ○成年年齢の引下げ

令和4（2022）年4月から20歳から18歳に引下げ

#### ○学習指導要領の改訂

段階的に消費者教育に関するカリキュラムを実施

（令和2年度：小学校、3年度：中学校、4年度：高等学校）

#### ○食品ロスの削減の取組

令和元（2019）年10月1日食品ロスの削減の総合的な推進を図るための「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行

## 5 消費者教育が育むべき力

### (1) 消費者教育の定義と推進について

#### < 定義 >

消費生活に関する知識や技能を消費者が学び取り、実際の生活にそれを活かし、安心して安全な消費生活を実現する

#### < 推進 >

- ・消費生活に関する知識を修得し、次に適切な行動に結びつける実践的能力を育む
- ・主体的に「消費者市民社会」の形成に参画し社会の発展に寄与できるよう、その育成を積極的に支援

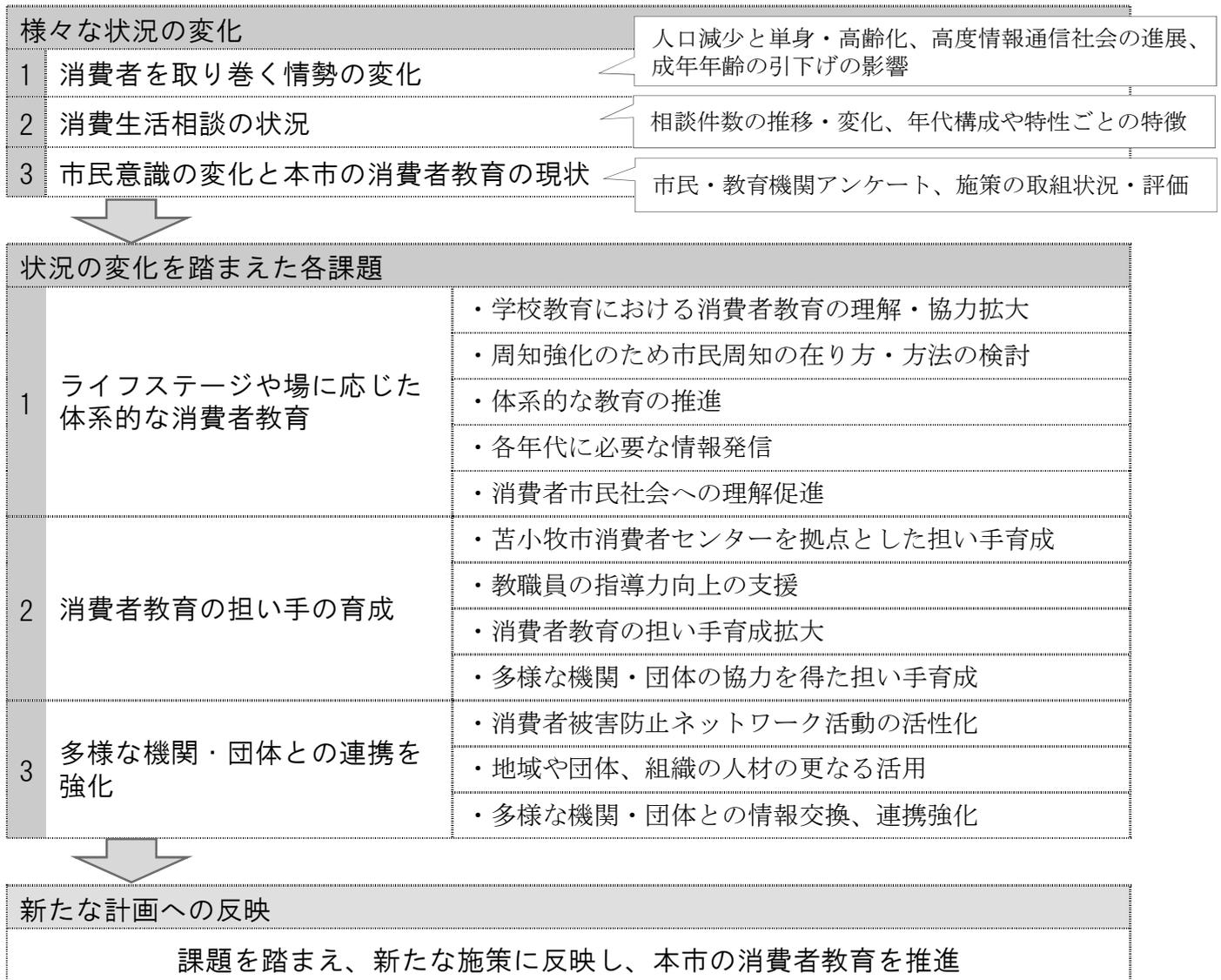
### (2) 体系的な消費者教育の推進について

消費者の各ライフステージに応じて、消費生活の場面ごとに必要な能力を切れ目なく身に付けるための目標を設定する。

### (3) 「消費者市民社会」の形成に参画する教育の実施について

広くSDGsへの理解が進んでいるが、消費者教育推進の重要な定義である「消費者市民社会」の概念と併せ、市民理解が進むよう意識の醸成を図っていく必要がある。

## 第2章 消費生活を取り巻く現状と課題（案9～32頁）



### 第3章 消費者教育推進の基本的な方針と各施策（案 33～44 頁）

#### 1 第2次計画の基本的な方針

基本方針は、本市の消費者教育の目標とする姿を表し、今後も消費者教育を浸透し、消費者市民社会を実現していく必要があるため、第2次計画においても第1次計画に掲げた方針を承継する。

- 1 ライフステージや場に応じた体系的な消費者教育を推進する
- 2 消費者教育の担い手の育成を図る
- 3 多様な機関・団体との連携を強化する

#### 2 施策の考え方について

- 消費者教育の推進にあたり、これまでの取組を継続するとともに、第2次計画の推進において、特に重要な施策を着実に達成するため「重点施策」を設け、推進する。
- 施策ごとに達成度を見える化し、評価ができるよう、成果指標と目標値を設け基本方針別に達成度が評価できるようにする。

#### 3 苫小牧市消費者教育推進の基本的な方針と各施策

基本的な方針に基づく具体的施策、計31項目について、推進していく。

基本方針1	ライフステージや場に応じた体系的な消費者教育を推進する（施策19項目）	
	(1) ◎	消費者教育についての認識や理解の促進のため、周知機会を拡大します 《7項目》
	(2) ◎	高齢化や成年年齢の引下げなどに対応した消費者教育を行います 《3項目》
	(3) ◎	デジタル化の進展に対応した啓発・注意喚起などの機会の充実を図ります 《3項目》
	(4)	教育機関のニーズに応じた消費者教育の支援を行います 《3項目》
(5)	持続可能な社会の実現への考え方の理解・行動が進むよう、働きかけを強めます 《3項目》	
基本方針2	消費者教育の担い手の育成を図る（施策6項目）	
	(1) ◎	受け身ではなく、自ら学び行動する意識を持った消費者の育成に努めます 《3項目》
(2)	市と市消費者センターが消費者教育の拠点であることを広く周知し、コーディネート機能を強化していきます 《3項目》	
基本方針3	多様な機関・団体との連携を強化する（施策6項目）	
	(1) ◎	消費者教育に関連する機関、団体が相互に協力しあう体制づくりを進めます 《3項目》
(2)	高齢者や障がい者など、被害に遭いやすい消費者の保護体制充実のため、既存組織と連携した見守り体制を構築します 《3項目》	

(◎は重点施策を表す)

## 第4章 計画の推進体制と管理（案 45～46 頁）

### 1 計画全体の進捗の把握と評価

本計画を計画的かつ総合的に推進していくため、施策の取組状況について検証・評価し、年度毎に進捗状況を管理し、把握する。また、特に重点的に取り組むべき施策（重点施策）について、設定した目標の達成状況を把握する。

### 2 計画の推進体制と進行管理

教育機関、消費者団体、事業者団体、地域団体、市の関係部局、行政機関と連携し、本市の消費者教育を着実に推進していく。

施策の検証結果と進捗については、苫小牧市消費生活審議会に報告するとともに、意見を踏まえて次年度以降の施策の見直しを行うなど内容の充実を図る。また、検証・評価の結果については、ホームページなどにより公表する。

#### 計画推進のイメージ

